

# 居宅介護支援契約・介護予防支援契約における個人情報使用同意書

私、及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を提供する上で必要となる下記に記載する場合。

## 2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることがないように、細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

## 3. 個人情報の内容

- ①氏名、住所、生年月日、健康状態、病歴、家族状況、生活状況等、事業者が居宅介護支援又は介護予防支援を行うために必要な利用者や家族に関する情報。
- ②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見。
- ③その他、居宅介護支援又は介護予防支援を行う上で必要な情報。

※個人情報とは、利用者および家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

## 【使用する目的】

- 介護認定の新規申請、更新申請、区分変更申請等のため。
- サービス利用開始時の申し込みや問い合わせ等のため。(体験利用も含む。)
- サービスを利用するために行うサービス担当者会議での情報提供のため。
- サービス利用に関係する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険外サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、いきいき支援センター(地域包括支援センター)、医療機関、自治体等との連絡調整のため。
- 医療サービスの利用を希望している場合、又は軽度者の福祉用具例外給付を希望している場合、又はサービス利用に必要と判断した場合等、主治医への意見を求める必要のある場合。
- 入退院時に入院先の医療機関と行う連絡調整や情報提供のため。
- 介護施設や老人ホームへ入所することに伴う施設への情報提供のため。
- サービス提供困難時の事業者間の連絡や紹介等のため。
- 介護保険請求に関わる事務手続きのため。
- 家族や後見人等への報告のため。
- 事業所内における研修やカンファレンス等のため。
- 法令上義務付けられている公的機関や関係機関への情報提供が必要な場合。
- 損害賠償責任に関わる公的機関等への情報提供が必要な場合。
- その他サービス提供において必要な場合。
- 上記の各号に関わらず、緊急を要する場合における連絡調整等のため。